

給与支払報告書の提出の際はご確認を！

■給与支払報告書の提出について

事業主の皆様方には、毎年従業員の給与支払報告書の提出をいただいておりますが、平成30年度（平成29年分）の提出期限は平成30年1月31日となっておりますので、お忘れなく提出のほど宜しく申し上げます。

提出にあたっては、社会保障・税番号制度によるマイナンバー（個人番号または法人番号）の記載が必要ですので記入もれ、番号間違い等無いようにお願いします。また従業員並びに従業員の控除対象配偶者及び扶養親族につきましても番号記載が必要となりますので、お忘れなく記載して下さい。

提出にあたってはマイナンバーの記入とともに提出枚数、従業員の氏名（フリガナ含む）、住所、生年月日等の必要事項について記載間違い、記載もれ、印字文字ズレ等を確認して提出下さい。提出された情報が正しく把握出来ない場合、適正な課税に支障が出ますので十分に確認して下さい。

給与支払報告書の提出方法は、紙媒体、磁気媒体（光ディスク等）、eLTAX（エルタックス）の3種類がありますが、現在別府市におきましては磁気媒体（光ディスク等）、eLTAX（エルタックス）による電子申告の利用推進に向け取り組んでいます。マイナンバーの運用開始に伴う運搬中や情報管理上での紙の紛失、印字ズレ等による誤課税防止、事業者の利便性等からは是非今後の給与支払報告書の提出に電子媒体の活用をお願いします。

■他人のなりすましを防ぐために番号確認と本人確認を行います。

マイナンバー制度では、他人が本人になりすますおそれがあることから、個人が申告書を提出する場合（個人事業主を含む）は、必ず**番号確認**（マイナンバーが正しいことの確認）に加え、**本人確認**（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）が必要になります。

申告の際には、マイナンバーが確認出来るものと、運転免許証や健康保険証などの本人確認が出来るものの提示が必要となりますので、必ずお持ちいただくようお願いします。

また、郵送や代理人による提出の際には、番号確認並びに本人確認ができる書類の写しの添付をお願いいたします。